

公共施設の統廃合について

1. 基本方針の成案化(一部修正)について

- ・基本方針については、H20.5.12開催の第9回行財政改革推進本部会議において、今年度の取り組み内容と合わせて、その基本的な方針を(案)という形で説明したこと。
- ・今回、5月以降、各課の具体的な取り組み方針(案)の提出を受けて、関係各課長とのヒアリングを実施し、町長との中間とりまとめ協議を経て、当初の基本方針(案)の一部を修正したこと。
- ・基本方針については、本日、内容についてご了解頂ければ、12月の全員協議会で説明したのち、ホームページに掲載することで成案化したいと考えていること。

2. 実施計画(案)について

- ・本実施計画については、各課長ヒアリングや町長協議など、これまでの経過を踏まえ取りまとめたものであるが、具体的内容については、関係課以外はの課長さん方のご存じではないので、ご意見を頂きたいという趣旨で提案するものであること。
- ・特に今回、公共施設の見直しの一環として、奈良尾支所内に奈良尾地区・若松地区の事業及び施設管理を所管する本庁の分庁組織として「奈良尾・若松管理事務所」を設置することを提案している。関係の課長・支所長さんには事前に相談して内容を詰めたものであるが、来年度からの実施にあたり忌憚のないご意見を頂戴したいこと。
- ・実施計画(案)は、各課が所管する個別の施設について、その具体的見直し方針をとりまとめたものであり、平成21年度から平成26年度までの施設のあり方について、議会や住民に対し明確にする目的であること。
- ・実施計画で定めたスケジュールについては、毎年度の課長の職務の目標として取り組んで欲しいこと。
- ・実施計画の内容及び数値等の確認については、各課を通し事務的に積み上げたものであるが、今一度、課長自ら確認して欲しいこと。
- ・本日の協議を経て、基本方針の成案化と合わせて、11月の全員協議会で説明する予定であるが、その際は、関係課長に出席する必要があること。

(1) 実施計画(案)について

- ・主な施設については、後(概要版)で説明することとし、ここでは主に将来の方向性を示す施設のみ説明する。

(2) 実施計画(概要版)について

- ・実施計画(案)については、まだ検討段階の資料であり、12月に全員協議会で説明するまでの間は、慎重に取り扱って欲しいこと。

- ・主な施設の見直し方針についてピックアップして説明する。
- ・保育所、幼稚園、小中学校の統廃合については、それぞれの所管課で児童（生徒）数が10人以下となった時点で、保護者や地域との協議を始め、合意が整った時点で移譲を検討する旨、追加することとしていること（要教育委員会指示）。

3. 施設の跡地利用・管理の方針について

- ・公共施設の見直しに伴う跡地利用の考え方及び残った施設の管理方法について、方針としてまとめたもの。
- ・考え方としては、統合や廃止に伴う施設のすべてについて、一つ一つその跡地利用を考えるのではなく、基本的な考え方を示して、その具体的な取り扱いについては、見直しに合わせ（施設が使われなくなった時点で）随時、検討していくこととし、跡地利用が決まるまでの間、残された施設をどう管理していくかをまとめたもの。
- ・施設の状況に応じて3パターンの方針を示していること。
 - 廃止等により未利用となった施設で売却又は払い下げが可能な施設。
 - 施設の転用等により跡地利用が可能な施設。
 - 跡地利用は不可能で、解体・撤去すべき施設。

(1) 施設を廃止した跡地で売却可能なものは、売却する。

(対象施設) 西原(大橋)児童公園 ほか

- ・行政財産としての用途廃止 普通財産 売却(払い下げ)

(2) 施設の転用等により利用可能な施設

- ・施設の有効利用を図るため、必要に応じ広く一般に公募を行い、地域又は民間団体からの提案を募集し、その活用方策を検討するものとする。
- ・なお、その選考にあたっては、庁内に検討委員会(まちづくり推進課主宰)を設置し、事業の効果・熟度を検証したうえで選考する。

(3) 解体・撤去すべき施設

- ・財源の確保ができるまでは、安全上の対策を講じた上で現状のまま維持する。

(4) 施設の管理主体について

- ・(2)による転用先が決まるまでの間、(3)により解体・撤去ができる間での間の未利用施設の管理について方針を定めたもの。
- ・跡地利用が決まるまで又は解体・撤去できるまでの間は、跡地利用が決定するまで又は解体・撤去するまでの間は、原則として当該財産を所管する主管課長(元課)が普通財産として管理する。
- ・なお、上記2により施設の跡地利用が決定した後の施設の管理については、当該跡利用の形態により最も関係する主務課長が普通財産として管理する。

4. 実施計画のフォローアップについて

- ・計画策定後の進行管理がもっとも重要なことと認識している。そのための体制について掲げている。

(1) 課長の職務目標

- ・実施計画については、見直しに対する各課の責任を明確にするため、各課長の氏名を掲載することとしており、この意味は、毎年度の課長の職務目標として取り組む必要があると考えていること。
- ・そのため人事異動等により、課長に異動がある場合は、見直し方針と取り組み目標の引き継ぎを後任の課長にしっかり引き付いて頂きたいこと。

(2) 毎年度の進行管理

- ・見直しを着実に進めるために、実施計画で定めた具体的な見直し方針について、毎年度4月に開催する「新上五島町行財政改革推進本部」において、各課の見直し予定施設について、当該年度の取り組み方針について、各課長が説明し、全庁的に確認する機会としたいこと。
- ・10月時点でその取り組み経過を説明し、懸案事項・問題点の洗い出しを行い、全庁的に対応策の検討を行い、見直しの続行又は変更の方針について協議する体制づくりを行いたいこと。